

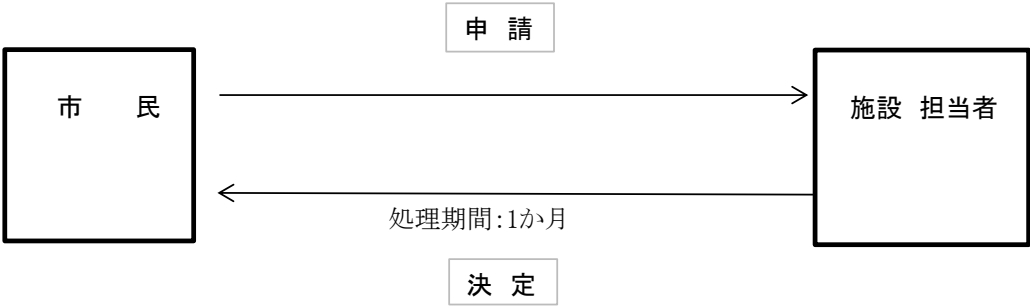
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 34

処 分 名	中央公園野球場・プール広告掲出許可及び各施設臨時広告掲出許可	
処 分 の 概 要	中央公園坊っちゃんスタジアム・マドンナスタジアム・アクアパレットの広告及び各施設の臨時広告の掲載を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山中央公園体育施設条例施行規則(平成20年規則第31号)	
条 項	第11条	
所 管 課	スポーツイングシティ推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1か月	
標 準 処 理 期 間	計	1か月
判 断 基 準	松山中央公園体育施設条例第4条第1項の各号に該当しない場合。 ・公益を害するおそれがある場合 ・管理上支障があると認める場合 ・その他市長が不適当と認める場合 【根拠法令等】 松山中央公園体育施設条例施行規則 (広告等の掲出) 第11条 別表第3若しくは条例別表第9に掲げる設置箇所又は松山中央公園プールで、市長が指定する場所に広告等の掲出をしようとする者は、松山中央公園野球場・プール広告等掲出申請書(様式第20号)又は松山中央公園臨時広告等掲出申請書(様式第21号)を市長に提出し、松山中央公園野球場・プール広告等掲出許可書(様式第22号)又は松山中央公園臨時広告等掲出許可書(様式第23号)の交付を受けなければならない。 ●審査基準 松山中央公園体育施設条例 (使用許可の制限) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 体育施設等の管理上支障があると認められるとき。 (3) その他市長が使用を不適当と認めるとき。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。